

市立島田市民病院移転計画策定及び移転実行支援業務受託事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、現市立島田市民病院（以下「現病院」という。）から現在建設中の新市立島田市民病院（以下「新病院」という。）への移転に伴う各種計画の立案、進行管理、入院患者移送、機材・什器・薬品・カルテ・書類・その他物品の移送等を支援する業務（以下「移転業務」という。）の事業者として、市立島田市民病院と優先的に契約交渉を行う者を公募により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル提案審査型方式により行うものとする。

3 移転業務の概要

- (1) 業務名称 市立島田市民病院移転計画策定及び移転実行支援業務
- (2) 業務内容 「市立島田市民病院移転計画策定及び移転実行支援業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行場所 現病院及び新病院
(救急センター、健診センター、人工透析室、カルテ庫含む)
- (4) 履行期間 契約締結の日から人工透析室運用開始月の末日（令和3年9月予定（現救急センター改修後の移転））までとする。
ただし、履行期間の終期について、特に必要がある場合は、委託者である市立島田市民病院（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が別途協議の上、定めるものとする。
- (5) 移転期間 当該履行期間のうち、甲が指定する期間とする。

4 病院の概要

(1) 新病院【移転先】

- ①所在地 島田市野田 1200 番地の 5
- ②開院予定日 令和 3 年 5 月
- ③施設規模 建築面積 9,869.38 m²（地上 8 階建，8 階はボイラー室のみ）
延床面積 39,511.35 m²（本館 34,418.32 m²、リニアック棟 562.40 m²、既存救急センター1,936.76 m²、浄化槽棟 708.17 m²、既存健診センター1,218.74 m²、駐車场上屋部分等 666.96 m²）

(2) 現病院【移転元】

事業の概要は、下記 URL を参照すること。

<https://www.shimada-hp.shizuoka.jp/docs/gaiyou.html>

5 スケジュール

主な日程は下記のとおり。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の交付開始（公告） | 令和2年4月 3日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和2年4月10日（金） |
| (3) 現場見学会・説明会 | 令和2年4月13日（月）
～4月17日（金） |
| (4) 質問書への回答 | 令和2年4月17日（金） |
| (5) 参加表明書の提出期限 | 令和2年4月24日（金） |
| (6) 企画提案書の提出要請 | 令和2年5月 1日（金） |
| (7) 企画提案書の提出期限 | 令和2年5月15日（金） |
| (8) プレゼンテーション及びヒアリング | 令和2年5月20日（水）午後 |
| (9) 選定結果通知 | 令和2年6月上旬 |

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、契約期間中、確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 平成26年4月以降に、入院患者の移送を伴う一般病床数300床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）の移転業務を直接受注し、令和元年12月末までに実施した実績を有する者で、かつ仕様書に定める責任者を配置することができる者。
- (2) 移転計画業務、建物養生業務、入院患者搬送業務、物品搬送業務について、一括契約が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 直近2年間において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがされていない者であること。

7 募集要項の交付期間及び入手方法

- (1) 交付期間 令和2年4月3日（金）から令和2年4月24日（金）まで
- (2) 交付方法 当院ホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.shimada-hp.shizuoka.jp/docs/gaiyou.html>

ただし、仕様書別添資料、別添7「医療機器移設リスト」、別添8「什器備品移設リスト」については、参加表明書の提出者に別途交付する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書等、次の書類を各1部提出のうえ、参加資格の審査を受けるものとする。なお、参加表明書等必要書類が提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書の提出を行うことができないものとする。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②事業実績調書（様式 2-①、2-②）
- ③発行後3ヶ月以内の登記事項証明書
- ④納税に関する証明書（直近2年）
- ⑤会社概要又は事業概要等

※応募企業の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

(2) 提出期限 令和2年4月24日（金）午後5時まで

(3) 提出先 7ページ「22 書類提出先」。

(4) 提出部数 各1部。提出書類（①から⑤）の番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

9 現場見学会・説明会

希望する者に対して、次のとおり現場見学会を実施する。ただし、出席者は各社2名以内とする。

(1) 日時 令和2年4月13日（月）～17日（金）午後1時30分から

(2) 見学を希望する場合は、見学申込書（任意様式）に出席者と連絡先を記入し、令和2年4月10日（金）正午までに申し込むこと。

※見学会・説明会は日程が決定次第、各社に通知する。

(3) 提出先 7ページ「22 書類提出先」

(4) 見学場所 市立島田市民病院（新市立島田市民病院は建設工事のため見学不可）

10 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、質問書（様式3）に必要事項を記入のうえ、次により提出すること。なお、電話や来院による質問の受け付けは行わないものとする。

(1) 提出期限 令和2年4月10日（金）午後5時まで

(2) 提出先 7ページ「22 書類提出先」但し、審査に支障をきたす質問及び事業実施に関連がないと判断される質問の回答は行わない。

(3) 提出方法 電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電子メールの送信後、必ず電話にて到達していることの確認を行うこと。

(4) 回答 質問に対する回答は、質問事業者名を伏せたうえで、令和2年4月17日（金）までにホームページで公表する。なお、質問書に対する回答内容は、本要項、その他関係書類の修正とみなすものとする。

11 参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には、令和2年5月1日（金）に企画提案書の提出要請を文書により通知する。また、参加資格がないと認められた者には、参加資格がないこと及びその理由を書面により通知する。

12 参加資格がないと認められた理由の説明請求の受付

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、次のとおり、その理由について、文書（任意様式）により、甲に説明を求めることができる。甲は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内に、文書により回答する。

- (1) 受付期間 令和2年5月1日（金）から令和2年5月8日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 7 ページ 「22 書類提出先」
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

13 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、企画提案書のほか、次の書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。提出後、この企画提案の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式4）
 - ②企画提案内容書（様式5－①～④）（17（2）評価項目に沿って作成すること）
注）企業名が特定できる記述はしないこと。
 - ③建物養生範囲想定図（現病院・新病院双方）（任意様式）
 - ④委託料見積提案書（様式6）
 - ⑤見積内訳書（任意様式）
- (2) 提出期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月15日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 7 ページ 「22 書類提出先」
- (4) 提出部数 正本1部、副本15部。正本は提出書類①～④の番号順、様式番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。副本は提出書類②③のみをフラットファイル等に綴じて提出すること。また、正本の電子データを記録したCD-Rを1枚提出すること。
- (5) 提出方法 持参、又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。

- (1) 日程及び場所等 後日、文書で通知する。

(2) 留意事項

①プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり40分程度を予定。(プレゼンテーション20分・ヒアリング20分)

※時間配分については(1)の日程及び場所等と同様に後日文書で通知する。

②プレゼンテーションの順番は、参加表明書受付がより遅い者からとする。

③プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

④プレゼンテーションへの参加人数は、1提案者あたり5名以内とする。

⑤プレゼンテーションは、現場責任者が行うこと。

⑥プレゼンテーションは、企業名を伏せて実施する。

⑦プレゼンテーションは、プロジェクターの利用も可とするが、提案の範囲は企画提案内容書に記載された内容以外は認めないこととする。

(プロジェクターは甲で準備するが、パソコン等については、参加者が持参すること。)

15 企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの辞退

企画提案書の提出要請後、企画提案書の提出を辞退する場合、又は企画提案書等の提出後、プレゼンテーションを辞退する場合は、企画提案書等の提出期間内、又はプレゼンテーション実施の前日までに、文書(任意様式)により、辞退届を提出すること。

16 審査

優先交渉権者の選定の審査は、市立島田市民病院移転計画策定及び移転実行支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

17 事業者の選定

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、審査委員会が評価基準に基づいて各提案者を総合的に審査の上、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位の企画提案を行った者を次点者とする。

(2) 評価項目

①移転計画の策定

- ・本業務を円滑に実施するための各種計画、作業工程の策定について、具体性があり実行可能な提案がされているか。
- ・本業務を遂行するための従事者について、必要な人員の確保が見込まれているか。

②移転準備の体制

- ・病院、医療機器メーカーなどそれぞれ行う移転業務のトータルマネジメントを行う実施体制は十分であるか。
- ・院内各部署に対し、業務の詳細を周知徹底する工夫がされているか。

③物品搬送業務

- ・各種搬送物品の特性を考慮した、安全で適切な作業工程が提案されているか。
- ・医療の提供に影響を及ぼさない工夫がされているか。
- ・想定されるリスクと予防対策、発生時の対応は十分であるか。

④患者移送業務

- ・患者を安全に移送するための作業工程が提案されているか。
- ・患者の利便性及び療養環境、医療の提供に影響を及ぼさない工夫がされているか。
- ・想定されるリスクと予防対策、発生時の対応は十分であるか。

⑤移転業務の実績

- ・300床以上の病院の患者搬送を含む移転業務の実績
- ・現場責任者の現場責任者としての本業務経験

⑥見積金額

- ・最低価格／見積金額×配点＝評価点（小数点第二位で四捨五入）
但し、最低価格及び見積金額は予算額を超えないこと。

(3) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

- ①選定結果は、各提案者に書面により通知する。（令和2年6月上旬）
- ②提案者のうち、選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由を（非選定理由）を書面により通知する。
- ③非選定理由の通知を受けた提案者は、病院事業管理者に対し、通知の日の翌日から起算して7日以内に、書面による非選定理由の説明を求めることができる。
- ④非選定理由の説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした場合
- (2) 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時刻に遅れた場合、又はプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (3) 本プロポーザルの手続き期間中に「国または地方公共団体」「島田市」から指名停止を受けた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

19 選定後の手続き

- (1) 優先交渉権者と、別途本事業実施に関する契約の締結に向けた協議を行う。
- (2) 優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点者を最上位に繰り上げ、(1)と同様の協議を行うものとする。

20 契約に関する事項

(1) 契約手続き

甲は、優先交渉権者の企画提案に基づき契約の締結を原則として7日以内に行うものとする。但し、病院事業管理者が認める場合はこの限りではない。

(2) 契約金額

甲は、優先交渉権者の見積額を以て契約を締結する。但し、想定移転物量等に変更がある場合は、速やかに変更契約を行うものとする。

(3) 契約締結時期及び期間

締結時期 令和2年6月中旬(予定)

契約期間 契約締結日から人工透析室運用開始月の末日(令和3年9月予定(現
救急センター改修後の移転)まで

(4) 開院時期 令和3年5月上旬

21 その他

- (1) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計
量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び担当部
局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加する者の負担とする。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出後の書類の差替え、変更、及び追加を目的とする再提出は認めないものとする。
ただし、誤字・脱字等の軽微な場合で、甲が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 提出書類は、提出者の承諾なく、事業者選定の目的以外に使用しない。ただし、提
出書類は、島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)の規定に基づき公
開する場合がある。なお、公開の際の使用料等は無償とする。
- (7) 書類提出後、甲の判断で補足資料等の提出を求める場合がある。
- (8) 審査委員会の審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- (9) 甲及び第三者が所有する土地、又は建物に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (10) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契
約を取り消すことがある。

22 書類提出先

〒427-8502

静岡県島田市野田1200番地の5

市立島田市民病院 病院総務課 担当：増田・瀧賀

電話 0547-35-2111(代表) 内線：2228・2230

e-mail：soumu@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp